

第 10 回岩国市都市計画審議会

議 事 録

平成 23 年 7 月 14 日

第 10 回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 平成 23 年 7 月 14 日（木曜日） 午前 10 時 30 分～午前 12 時 15 分

○場 所 岩国市役所 6 階 議会会議室

○次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 会長の選任について

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 諮問第 4 号 由宇都市計画区域、玖珂都市計画区域及び周東都市計画区域の変更について

(4) その他 今後の都市計画審議会における審議事項について

3 閉 会

○出席者〔委員 23 人〕

会 長 間 野 博

委 員（1 号委員）

石 丸 泰 隆〔代理出席：仁 田 健 一〕 磯 野 恭 子 熊 野 稔

隅 喜 彦 長 野 寿 平 岡 邦 夫

（2 号委員）

味 村 憲 征 片 山 原 司 河 合 伸 治 姫 野 敦 子 大 西 明 子

（3 号委員）

池 田 憲 二〔代理出席：堀 江 豊〕 草 田 直 之 山 崎 彰

（4 号委員）

栗飯原 一孝 塩 田 博 志 嶋 田 宗 雄 原 田 英 浩 藤 重 保 章

増 渕 孝 夫 山 中 英 樹 山 本 栄 次

○傍 聴〔0 人〕

[午前 10 時 30 分 開会]

○事務局（重村総括） 本日は、大変お忙しいところ岩国市都市計画審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。只今から、第 10 回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。私は、事務局を担当しております都市計画課の重村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開会にあたり、市長の代理として新階都市整備審議官よりご挨拶を申し上げます。

○新階審議官 皆様、おはようございます。市役所の都市整備審議官をしております新階です。本日は、お忙しいところ皆様お越しいただきましてありがとうございます。審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、委員の皆様には公私共に大変お忙しい中、第 10 回都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素から市政並びに都市計画行政に対しまして、特段のご高配とご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、岩国市都市計画審議会も回を重ねまして第 10 回目となるわけですが、去る 2 月 15 日に開催いたしました前回の審議会以降、学識経験者である第 1 号委員及び市民委員である第 4 号委員の皆様におかれましては、新たな委員としてご就任いただいております。この度の審議会よりご参加いただいております委員の皆様におかれましても、また引き続き再任をお願いしている委員の皆様におかれましても、魅力ある岩国市のまちづくりの推進のため、今後ともご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、由宇都市計画区域、玖珂都市計画区域、周東都市計画区域の変更についてということで、山口県より意見照会を受けております岩国広域における都市計画区域の再編等についてご審議をいただくわけでございますけれども、本審議会のご意見を参考として、市として県に対する回答を行う予定でありますので、委員の皆様におかれましては、どうぞ忌憚らないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、後ほど事務局よりご説明申し上げますけれども、岩国駅周辺整備ですとか、川下地区のまちづくりなど、今後市の都市計画として大変重要な案件が多数予定されております。そのような案件について、各分野においてご活躍をされておられます皆様のお知恵を拝借しながら、さらなる岩国市の発展に向けて市として取り組んでいきたいと思っておりますので、ご指導ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（重村総括） それでは、議事に入ります前に、平成 23 年 2 月 22 日の 1 号委員及び 4 号委員の任期満了にともない、新たに都市計画審議会を組織しておりますので、委員のご

紹介をさせていただきます。失礼ではございますが、着席して進めさせていただきます。

それでは、お手元に配布しております名簿順にご紹介させていただきます。

1号委員といたしまして、山口県岩国環境保健所所長 石丸泰孝委員。

○仁田委員 石丸の代理で参りました仁田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（重村総括） 続きまして、特定非営利活動法人NPO未来やまぐち理事長 磯野恭子委員。

○磯野委員 磯野でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（重村総括） 徳山工業高等専門学校土木建築工学科教授 熊野稔委員。

○熊野委員 熊野でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（重村総括） 岩国市社会福祉協議会会長 隅喜彦委員。

○隅委員 隅です。よろしくお願いいたします。

○事務局（重村総括） 岩国商工会議所会頭 長野寿委員。

○長野委員 会議所の長野です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局（重村総括） 岩国市農業委員会会長 平岡・夫委員。

○平岡委員 農業委員会の平岡です。よろしくお願いいたします。

○事務局（重村総括） 県立広島大学保健福祉学部教授 間野博委員。

○間野委員 間野です。よろしくお願いいたします。

○事務局（重村総括） 2号委員といたしまして、岩国市議会議員 味村憲征委員。

○味村委員 市議会議員の味村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（重村総括） 同じく、岩国市議会議員 片山原司委員。

○片山委員 市議会議員の片山でございます。今日はよろしくお願いいたします。

○事務局（重村総括） 同じく、岩国市議会議員 河合伸治委員。

○河合委員 河合でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（重村総括） 同じく、岩国市議会議員 姫野敦子委員。

○姫野委員 姫野です。よろしくお願いいたします。

○事務局（重村総括） 同じく、岩国市議会議員 大西明子委員。

○大西委員 大西です。よろしくお願いいたします。

○事務局（重村総括） 3号委員といたしまして、国土交通省山口河川国道事務所所長 池田憲二委員。本日は公務のため、副所長の堀江豊様が代理で出席されておられます。

○堀江委員 堀江です。よろしくお願いいたします。

○事務局（重村総括） 山口県岩国土木建築事務所所長 草田直之委員。

○草田委員 草田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（重村総括） 山口県岩国農林事務所所長 山崎彰委員。

○山崎委員 山崎です。よろしくお願いいたします。

- 事務局（重村総括） 4号委員といたしまして、栗飯原一孝委員。
- 栗飯原委員 栗飯原です。どうぞよろしくお願いします。
- 事務局（重村総括） 塩田博志委員。
- 塩田委員 塩田と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局（重村総括） 嶋田宗雄委員。
- 嶋田委員 嶋田です。よろしくお願いします。
- 事務局（重村総括） 原田英浩委員。
- 原田委員 原田と申します。どうぞよろしくお願いします。
- 事務局（重村総括） 藤重保章委員。
- 藤重委員 藤重と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局（重村総括） 増渕孝夫委員。
- 増渕委員 増渕と申します。よろしくお願いします。
- 事務局（重村総括） 山中英樹委員。
- 山中委員 由宇町から参りました山中でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（重村総括） 山本栄次委員。
- 山本委員 山本です。よろしくお願いします。
- 事務局（重村総括） 以上23名の委員により、新たに都市計画審議会を組織しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

先ほどご挨拶を申し上げました、新階都市整備審議官でございます。

- 新階審議官 よろしくお願いいたします。
- 事務局（重村総括） 山本都市建設部長でございます。
- 事務局（山本部長） 山本です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（重村総括） 高崎都市計画課長でございます。
- 事務局（高崎課長） 高崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（重村総括） 山中計画班班長でございます。
- 事務局（山中班長） 山中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（重村総括） 村重計画班主任でございます。
- 事務局（山中班長） 村重です。よろしくお願いします。
- 事務局（重村総括） それから私、都市計画課 重村と申します。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の委員の出席についてご報告申し上げます。本日、委員23名中23名の出席がありますので、岩国市都市計画審議会条例第7条第2項の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に資料の確認をさせていただきます。先日、開催通知とともに送付させていただきました諮問第4号の「付議書」、「事前配布資料1 由宇都市計画区域、玖珂都市計画区域及び周東都市計画区域の変更について」。

それと、本日席上に配布させていただきました「議事日程」及び「岩国市都市計画審議会委員名簿」。

以上がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、このたびの体制の更新にともない、ただいまから会長を選任していただくわけですが、会長選任までの間、事務局の山本都市建設部長が代わりに議事進行をさせていただきます。

誠に僭越ながら、山本が議長席に移らせていただきます。よろしくお願いします。

○会長代理（山本部長） 本日は、岩国市都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。会長の選任につきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、着席して進行させていただきます。

これより、議事に入らせていただきます。議事日程第1「会長の選任について」ですが、岩国市都市計画審議会条例第6条第1項では、「審議会に会長を置く」と規定し、第2項で「会長は、第3条第2項第1号に掲げる委員」すなわち知識経験者のうちから「委員の選挙によってこれを決める」とされており。

また、岩国市都市計画審議会条例施行規則第3条第1項では、選挙について、「委員の単記無記名投票によってこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする」と規定されています。

また、同規則第3条第2項では、その選挙について、「委員の中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。この場合において、被指名人を当選人と定めるかどうかを審議会の会議に諮り、委員の全員の同意があったときは、当該被指名人を当選人とする」と規定されています。

委員の皆様には、条例、規則の規定を踏まえていただき、会長を選任していただきたいと存じます。

それでは、会長の選任方法につきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（「事務局に一任」の声）

○会長代理（山本部長） 「事務局一任」という案が出ました。それでは、事務局のほうから何か提案があれば、よろしくお願いいたします。

○事務局（高崎課長） はい。事務局といたしましては、引き続き間野委員を会長に推薦したいと思います。

○会長代理（山本部長） はい。事務局より間野委員の推薦がありましたが、これについてご

異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○**会長代理(山本部長)** ご異議がないと認めますので、間野委員を会長に選任することといたします。会長選任のご協力ありがとうございました。

それでは、これからは間野会長に議事進行をお願いいたします。会長よろしく願います。

どうもありがとうございました。

○**間野会長** ただいま会長に選任されました間野でございます。引き続き都市計画審議会の会長として、よろしくお願いします。

今回から随分メンバーが替わっております。市議会議員の方も少し前からということで、今回新たに就任された1号委員、4号委員を含めて、大半が新しいメンバーと言って良いかと思います。

これに先立ちまして、勉強会があったとお聞きしておりますけれども、恐らく勉強会で少しがっかりした思いをされたのではないかと思います。都市計画という言葉は一般的に使われておりまして、まちの将来を考える夢のある仕事なわけですが、この都市計画法に基づく都市計画審議会というのは、都市計画法という法律に基づいて組織された審議会であり、いわゆる一般的な都市計画とは別に、都市計画の決定における工程として区別をしております。

法律に基づいて行われることというのは、大抵があまり面白いものはないわけであり、淡々と法律に基づいて決めていくというようなことが多いわけです。もちろん、その中には、非常に重要な案件で、なかなか審議会でもまとまらないといった件も出てくる場合もあるかと思います。

ただ、どの都市計画でも非常に大事なことです。都市計画の決定を行うことで権利制限をとまなうものがありますので、ここが一番大事なポイントだと私は思っています。都市計画決定というのは、我々の全く知らない市民や地権者等の権利を持っていच्छる方々の権利を制限するという効果を持ちます。そこに非常に重要な意味合いがあります。都市計画審議会は、市民及び権利者に制限をかけることを決定するということで、そういう意味では非常に重要な役割を果たしますし、かつ責任がある仕事をしなければいけないということになると思います。

そういったことを念頭に置いて、これからの都市計画審議会を進めていきたいと思いますが、皆様のご協力によって岩国のまちづくりが一步進むように努めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、着席して進めさせていただきます。最初にやらなければならないのは、副会長を決めるということです。副会長の選任にあたっては、条例上、会長である私が指名することになっておりますので、ご異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○間野会長 それでは、以前からずっと副会長をやっていたいでいる長野委員を指名したい
と思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○間野会長 それでは長野委員、お願いいたします。

○長野副会長 ただいま副会長ということでご指名をいただきました。お役に立てるかどう
かは分かりませんが、職責を果たすべく努力して参りたいと思っております。どうぞよろしく
お願いいたします。

○間野会長 それでは、お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めさせてい
たきます。日程第2の「議事録署名委員の指名」ということですが、これは順番に当たって
いきますので、皆さんよろしくお願いします。

本日の会議の署名委員といたしまして、石丸委員と山本委員にお願いしたいと思
います。
よろしくお願いします。

○間野会長 続きまして、日程第3、これが今日のメインになりますが、諮問第4号「由宇都
市計画区域、玖珂都市計画区域及び周東都市計画区域の変更について」ということです。

事務局から説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局（高崎課長） それでは、諮問第4号「由宇都市計画区域、玖珂都市計画区域及び周
東都市計画区域の変更について」をご説明させていただきます。

去る2月15日に開催いたしました第9回都市計画審議会においては、議案とは別に、その
他事項として都市計画区域の再編案をご報告させていただきました。その際、現在岩国市に
ある4つの都市計画区域のうち、岩国都市計画区域はそのままとし、由宇都市計画区域と玖
珂都市計画区域、それから周東都市計画区域を1つにして岩国南都市計画区域とするとい
うことを山口県より案として示されていることをご説明させていただいたところです。

このたびの審議会における諮問第4号につきましては、この区域再編案について、都市計
画法第5条の規定に基づく山口県からの市への意見聴取に対し、当審議会にお諮りさせて
いただくものです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事前配布資料の1、A3横長の資料でございますけれども、表紙をめくって
いただきたいと思います。こちらには、「岩国広域都市圏における都市計画区域再編の検討」と
いうことで、これまで山口県で検討されてきました再編の経緯をお示ししております。

まず、1ページ目の左側の図ですが、これは平成18年の合併後、現在の都市計画区域の指
定状況をお示ししているものです。現在の都市計画区域は、昭和46年に指定されました旧岩
国市の一部と和木町で構成する岩国都市計画区域、昭和50年に指定されました旧由宇町の全
域である由宇都市計画区域、同じく昭和50年に指定されました旧玖珂町の全域である玖珂都
市計画区域、それと昭和52年に指定されました旧周東町の一部である周東都市計画区域の4

つの区域がございます。

なお、青色の太線で囲まれている岩国都市計画区域におきましては、昭和 46 年より区域区分、いわゆる線引きが行われているため、市街化区域を赤色、市街化調整区域をピンク色でお示ししています。由宇・玖珂・周東都市計画区域につきましては、線引きを行っていないため、用途地域をオレンジ色、用途無指定地域を黄色で表しております。

このように、岩国市には隣り合った 4 つの都市計画区域が存在し、これまでそれぞれの都市計画によりまちづくりが行われてきたところですが、合併後、一体的な都市としての維持、発展を図っていくため、このたび県により都市計画区域の再編が行われることとなりました。

この都市計画区域は、先ほどからのご説明のとおり、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するものであります。

これまで、県の都市計画審議会の専門部会や、都市計画推進協議会等で新たな区域についての検討をなされておりますが、この区域の再編につきましては、山口県都市計画基本方針に基づきまして、次の 3 つの基本的な考え方により整理を進められてこられました。右側の中段の点線で囲ったところがございます。

1 つ目は、「新市において複数の都市計画区域が存在する場合には、1 つとすることを基本とする」。

2 つ目は、「線引き区域については、基本的に線引きを継続する」。

3 つ目は、「合併後の行政区域に線引き区域と非線引き区域がある場合には、当面は 2 つの区域の存在を認めることも検討する」。

以上の 3 つの基本的な考え方でございます。これらの基本的な考え方のもと、岩国広域における都市計画区域については、資料でお示ししているとおり 3 段階の整理をされております。

次の 2 ページ目をご覧ください。まず、左側の 1 次検討の図ですが、先ほど申しましたように、「1 つの行政区域には 1 つの都市計画区域を基本とする」という考え方により、岩国市における一体の都市エリアを検討されておられます。本市は、旧岩国市を中心として、それぞれの地域間において通勤通学流動による生活圏や、商圈による生活圏としての繋がりをもっており、また主要な交通施設の設置状況等において、広域的な道路や公共交通の整備等を進めているところです。

また、合併後、多様な地域特性をもった広大な面積を有することとなりましたが、その大部分に山地が広がっており、現状では新たな開発の可能性は低いと考えられます。

このような状況から、現在指定されている 4 つの都市計画区域の範囲において、一体としての都市エリアが形成されていると考えられます。

この結果、「複数の都市計画区域が存在する場合には、1 つとすることを基本とする」という区域再編における 1 つ目の基本的な考え方により、一体の都市エリアとして抽出しました

岩国、由宇、玖珂、周東の4つの都市計画区域を1つにまとめるという一次検討案を示されております。

しかしながら、一体の都市エリアの中で、臨海部における岩国と由宇は市街地の連続性があり、また内陸部の玖珂と周東においても市街地の連続性をもっていますが、この2つの地域間には山地があり、地形的な要因により都市の一体性が損なわれております。

また、「線引き区域については、基本的に線引きを継続する」という区域再編における2つ目の基本的な考え方から、岩国都市計画区域はこのまま線引きを継続することとなるため、4つの都市計画区域を1つとする場合、由宇、玖珂、周東においても線引きを実施する必要が生じます。

しかしながら、これらの地域での人口密度はそれほど高いものではないため、もし線引きを実施したとしても、都市計画運用指針に基づく市街化区域の目安となる1ヘクタール当たり60人の人口密度をあてはめた場合、区域のほぼ全域が市街化調整区域となってしまう状況です。

このように、地形的な要因や市街地の連担性、都市計画上の制度の問題等を考慮した結果、中央の図のように、岩国・由宇と玖珂・周東の2つの都市計画区域とする二次検討案が示されております。

この二次検討案の図につきましては、市街地の連担性や地形的な要因等により、現実的に結びつきの強い都市のエリアと考えることができるのですが、この区域分けでいきますと、先ほどと同様に、由宇について線引きを行うことが必要となります。

しかしながら、由宇において線引きを実施した場合、やはりそのほとんどが市街化調整区域となってしまうと、土地利用に対する制限が大きく変わるとともに、都市基盤整備においても支障をきたすこととなり、これでは逆に、現在の一体の都市としての構造が変化してしまう可能性があります。

このような考察のもと、また区域再編における3つ目の「線引き区域と非線引き区域がある場合には、当面は2つの区域の存在を認めることも検討する」という考え方により、線引きを継続する岩国都市計画区域はそのままとして、非線引き区域である由宇、玖珂、周東の3つの都市計画区域を1つとする最終案が示されております。

それでは、3ページ目をご覧ください。上段の図につきましては、先ほどの検討による最終的な案をイメージとして表したものです。左側の図は、現在の4つの都市計画区域を表したもので、再編後の都市計画区域としては、線引き都市計画区域である岩国都市計画区域と、非線引き都市計画区域である岩国南都市計画区域の2つとなります。

結果として、岩国都市計画区域は変更がありませんので、都市計画上の手続きとしましては、中央にお示ししている理由により、由宇都市計画区域、玖珂都市計画区域及び周東都市計画区域の変更を行うこととなります。

なお、前回の都市計画審議会の際にもご意見をいただきましたが、新たな都市計画区域の

名称は、岩国南都市計画区域と示されております。これは、岩国市域全体から見た場合、当区域が岩国市の南側に位置するためであり、このたびの県内全域の都市計画区域の再編における名称の決定方針に基づいたものとなっております。

最後に、この都市計画区域の再編にかかる今後の都市計画の手続きについてご説明させていただきます。都市計画区域の変更につきましては、資料左下のフロー図による手続きによって指定されます。都市計画法第5条第3項では、「都道府県が都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない」とされています。

また、同条第5項では、「前各項の規定は、都市計画区域の変更又は廃止について準用する」となっており、これらの条文に基づきまして、現在山口県より意見の照会を受けているところです。フロー図の左から2番目のところになりますが、本市といたしましては、当審議会でのご意見をもとに、市としての回答を提出することといたしております。

その後、先ほどの条文に基づき、山口県都市計画審議会にて審議を行い、国土交通大臣との協議を経た上で、県報にて告示が行われることとなります。決定の時期としてはまだ未定ではございますが、この告示が行われた時点で新たな都市計画区域としての効力が発生することとなります。

以上、諮問第4号「由宇都市計画区域、玖珂都市計画区域及び周東都市計画区域の変更について」のご説明とさせていただきます。

○間野会長 ありがとうございます。要するに、都市計画区域というのは、県決定ということで、県が決めるにあたって市の意見を聴くということですね。市は、この都市計画審議会の意見を聴き、市としての意見をまとめて県に提出するということです。最終的には県が決定するということですが、この流れの中の都市計画審議会の意見ということになります。

ただ今説明していただいたのは、県はこういう風に考えて、こういう形でやろうとしているということについて、この都市計画審議会の皆さんの意見をお聴きするというわけですか。いかがでしょうか。

私から事務局に質問ですけれども、県が決定するときのいわゆる公文書的なもので言いますと、資料の3枚目に「変更の理由」というのがありますが、これが変更理由として公に出されるものになるのでしょうか。つまり、2枚目までの説明というのは、いわゆる説明であって、これが公文書になるわけではないと思うのですが、その辺りのことを確認したいのですが。

○事務局（高崎課長） はい。県から意見照会を受けておりますけれども、その意見照会の中で、この「変更の理由」のとおりとなっております。

○間野会長 ということは、この変更の理由で岩国都市計画区域と岩国南都市計画区域に再編するということが案になっているけれども、端的に言うと、それでよろしいですかということ

とですね。

○事務局（高崎課長） はい。そういうことです。

○間野会長 はい、栗飯原委員どうぞ。

○栗飯原委員 2 ページ目の二次検討の段階で、岩国と由宇を 1 つにした場合、由宇を線引きして、そのほとんどが市街化調整区域になってしまうということですが、由宇は市街化区域の指定の目安である 1 ヘクタール当たり 60 人を満たしていないのですか。

○間野会長 はい、事務局。

○事務局（山中班長） あくまで目安として 60 人ということになっておりますけれども、例えば、由宇駅前辺りも可住地人口があまりございませんので、この指定をすることによって調整区域という形になってしまいます。単純に可住地の面積で割り戻すと、人口密度 40 人から 43 人ぐらいとなってしまいますので、ずいぶんと離れています。あくまでも 60 人というのは目安となりますけれども。

○間野会長 よろしいでしょうか。要するに、岩国都市計画区域以外の 3 つの都市計画区域は、都市計画の線引きをすると、いずれも市街化区域に入るところはないということです。
はい、大西委員どうぞ。

○大西委員 都市計画法で一体の都市として総合的に整備、開発し保全をするということになっており、そこで区域を 1 つにしたいということですが、今言われたように、市街化調整区域になって由宇などでは家が建てられない等、権利が執行できないような状況になるということで理解をしているのですが、例えば、由宇と玖珂、周東の都市計画区域として一体の都市として整備、開発していくという点で、玖珂と周東は一体というのが理解できるけれども、由宇も合わせて 3 つが一体になるというのは、現実的にそういう状況ではないと思います。この辺のことはどう説明されますか。

○間野会長 そうですね、やはりこの辺が一番のポイントかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（高崎課長） 都市計画区域の再編につきましては、将来的には一体のものと考えております。当面、線引き非線引きの 2 つが混在するところにつきましては、2 つの都市計画区域の存在も認めるということに基づきまして、今回の案が示されているところでございます。

それと、先ほど質問がございましたが、由宇の 1 ヘクタール当たり 60 人の目安でございませけれども、60 人を満たしているところは一部ございます。全部が市街化調整区域になるわけではございません。

○大西委員 そういうことを聞いているのではなくて、将来 1 つにするための計画だけれども、その前に、今はこのように 2 つに分けてやりたいといった提案ですよ。だけど、由宇は周東や玖珂とは違ったまちなみだから、もし将来可能であれば、それこそ 3 つにしても良いの

ではないかという考え方が私にはあります。それについてお訪ねしているのですが。

○新階審議官 それについてですが、市町村合併もしましたし、将来的には旧岩国市の都市計画区域に含めて1つの都市計画区域とし、その場所ごとに必要な制度をかけていきたいという考えを表しています。1つの都市圏として成立していく中で、今回はやむをえず線引きと非線引きを分けるということです。3つにというよりは、気持ちとしては大きく1つという考えであります。

それから、先ほどの由宇の人口密度の話ですが、現在の用途地域の面積のうち、ごく僅かしか市街化区域となる60人を満たしていないということを事務局から説明したところです。よろしくお願いします。

○味村委員 前提となる都市計画区域の再編の手続のことを確認しておきたいんですけど、市町村の意見を聴くということが法に位置づけられているが、ここで述べた意見はどう扱われるわけですか。

○事務局（高崎課長） 先ほどもご説明いたしましたけれども、審議会のご意見を踏まえて岩国市で意見を取りまとめ、県に提出するという流れになっております。

○間野会長 そうではなくて、意見が提出された後、県はそれをどう扱うのかという質問だと思うのですが。

○事務局（山中班長） まず、大きな意見として、変更案に支障があるのかないのかという話があると思いますけれども、ここでいただいた意見というのは、県のほうにご報告する予定にしております。

○間野会長 それで、最終的には県の都計審で審議されることになるわけですね。資料の3枚目に、市町村意見聴取の後に県都市計画審議会と書いてありますが、そのときに市から出された意見はどういう扱いをされるのかという質問だと思うのですが。

○新階審議官 県のほうで各市からの意見に関する資料を作成され、県の都市計画審議会委員の方々にご審議をいただいて、この再編の変更理由という形で国土交通大臣に協議をしていくということになると思います。

○間野会長 県の都市計画審議会にその意見が提出されて、県の都市計画審議会がその各市から出された意見に基づき、県が作った案を審議するということですね。

○味村委員 そうしますと、極論として、この案ではいけないという意見を返したら、もう一度それを考え直すということもあり得るということですか。

○間野会長 いかがでしょうか。

○新階審議官 それはあり得ます。

○味村委員 それでは聞きますが、この最終案というのは、区域再編における基本的な考え方の1、2、3によって別に取り扱うということですか。具体的にはできないと。結論だけ言うと、合併したけれど、都市計画においてはこれまでと一緒だと。要するに、線引きとそれ

以外、あるいは都市計画区域外の美川とかその他のまちの姿にしても、合併してもこれまでと全く同じ形で進みたいという県の考え方と捉えて良いのでしょうか。

○事務局（高崎課長） 特に変わったところはありません。

○味村委員 そうすると、言葉では一体的だと言いますけれども、都市計画区域の再編については元のとおりで行いたいということですよね。一番大きな問題は、実は都市計画税という目的税を取られるわけです。線引き以外の方も。来年ぐらいから取られると思うけれども、そうすると、税金だけ取られて以前と全く一緒だということになり、何のための都市計画かという市民の疑問があるので、そこのところを答えていただきたい。

○事務局（山中班長） 先ほど課長も申し上げましたが、今のところは平成 16 年にまとめたそれぞれの区域マスタープランによりますので、今の段階では以前と一緒というように言えるのですが、この再編の案がまとまった後、新たな区域のマスタープランを策定いたします。そのマスタープランの中で、この岩国南都市計画区域の都市計画の方針、基本的な考え方が示されていきますので、今後はそれに基づいて都市づくりを行っていくと考えております。

○間野会長 都市計画税との関係は。

○事務局（高崎課長） 都市計画税のお話が出ましたけれども、都市計画税につきましては、旧岩国市では既に平成 23 年度から導入されております。由宇、玖珂、周東につきましては、平成 28 年からの予定になっています。

都市計画税というのは、目的税でございますので、都市計画事業の一般財源に充当されるものでございます。今年度の都市計画税の財源的な目的についてご説明を申し上げますと、都市計画事業につきましては、街路事業とか公園事業、下水道事業等がございます。23 年度の予算ベースで申しますと、都市公園につきましては、玖珂総合公園の建設を行っております。下水道事業につきましても、由宇、玖珂、周東並びに岩国での事業を行っております。街路事業につきましては、一部旧岩国市で行っている状況でございます。

この都市計画税が今年度から旧岩国市に導入されておりますけれども、今年度の予算ベースでは、都市計画事業にかかる一般財源の総額は 18 億円となっております。これには、ハード面における事業費、それから公共下水道への繰り出し金、また、これまで行ってきました都市計画事業の起債の償還金等に約 18 億円の経費がかかっているということです。このうち都市計画税につきましては、40% ぐらいになりますが、7 億 3 千万円程度が充当されている状況でございます。

従いまして、今年度から旧岩国市で都市計画税が導入されましたが、これは一般財源の内訳として特定財源といった目に見える形ではやっておりますけれども、一般財源の中に含まれているという状況でございます。

○間野会長 質問の趣旨と違う解答をされていると思いますが。

○新階審議官 都市計画区域を1つにした場合、同じ区域内のルールが食い違ったものではないため、ルールを共通にしたいという考えがあります。その一方で、今までなかった都市計画税を取ることになるということもあります。そのところについては、今後都市計画事業の推進により、いただいた税金に見合った整備を行っていく必要があると考えております。市としての整備の在り方として、目的税としていただいていることを踏まえ、今後必要な整備を行っていく必要があると思っております。

○間野会長 都市計画税というのは、都市計画区域の中で線引きをしていようが、していまいが同じなのでしょうか。

○事務局（高崎課長） 一緒でございます。用途地域に対して課税されることになります。

○間野会長 用途地域ですか。ということになると、由宇と玖珂、周東で用途地域に指定されているところが一部ありますが、それは今回の都市計画区域の変更ということと全く関係ないわけですから、同じなわけですね。

要するに、都市計画税をこれから取ろうとすることと、今回の都市計画区域の変更とがちょうど重なっているので議論がややこしくなっているのではないかという気がします。今回の都市計画区域の再編と、都市計画税がどこでどのように取られるかということは、基本的に切り離して無関係だということの良いのではないのでしょうか。

○味村委員 ここに沢山の委員さんがいらっしゃいますが、この中で、それは別の問題と捉えて良いという認識の方がどのくらいいらっしゃるのか。

それと、今ここを決めたら、未来に対してこれが1つの法律として動いていくところにおいて、実はそこにプランを別に作るんだということですよ。言葉では「引き続き」だとかといった答弁をされましたが、やはり心配になるんですよ、「そのうち」といったようなことを言われても。「プランを作ったら大丈夫だ」と言いながら、一方ではきっちり法的な制限をしないとといったことでは、普通の人は非常に不安があるんです。やはり住んでいる人にとっては、税金が増えることに関して不安がある。法を研究した人には分かるのかもしれませんが、極端な話、お金だけ取られて、市街化区域の色んなところに使われるのではないかなというような不安が出てくる。

何故かと言いますと、美川とかは都市計画からは全くの区域外ですよ。市が一体化という目標の中において、都市計画という名の下に税金を集めるのは、将来も今までと同じ用途区分だけのものなのか。別に都市計画であろうとなかろうと、一般財源として下水道とかの整備等もやっていくわけですから、そこら辺の説明をしっかりと市民に分かるようにしていただきたい。もう少しシンプルにお願いしたい。

○間野会長 副会長から都市計画税に関連してご発言があるということです。

○長野副会長 たまたまですけど、私は、都市計画税に関する税の検討委員会の委員長をしておりまして、先日その委員会に出席したのですが、今回の都市計画区域の再編とは不可分

の関係であると理解しております。従来ですと、固定資産税の税率は、旧岩国市の市街化区域では 1.6%、それ以外は 1.4%となっており、旧町村につきましても全体が 1.4%でした。それでは同じ市の中で、旧市と旧町村の間に税の格差が出てしまい、また都市計画区域の用途地域においても不公平が生じてしまいます。そのことについて、合併後 5 年以内に結論を出すという約束で平成 18 年に合併しましたので、今年度から都市計画税が導入されています。

そういったことがここでも出てきて、現在は 3 ページの左にある形で玖珂、周東、由宇が別々となっていますが、本来なら 1 つであるべきだけれども、それを一気に変えると不公平が出てくるところがあるわけです。ですから、それを激変緩和するという意味で、今回はこの 2 つの地域にしていこうというご提案になったのかと私は理解しています。

○間野会長 少しややこしくなっていますので、事務局のほうからきちっと説明をしていただきたいと思います。

○新階審議官 都市計画税についても重要な問題であり、委員さんが言われるように、今後周知を図っていきたいと思いますけれども、都市計画税の案件については、市議会において条例で決定されるものであり、今のような激変緩和を含め、公平のための措置というのは既に市議会で可決をいただいております。

そこをサポートしながら、今回の審議会では、都市計画区域や用途地域をどうするかといったことについての議論をいただきたいと思います。

○長野副会長 入口か出口かの表現で無関係ではないということですね。今後、当然都市計画に税の問題が入ってきますので、それについての経過ということでご理解いただきたいと思います。今回は、それとは別の切り口で都市計画区域の検討がなされるということですので、私の意見が参考になれば結構です。

○間野会長 他の委員の方、ご意見ありますか。

○大西委員 県は、都市計画として一体化したいと考えているが、そういう不利になるところもあるので、今回は 2 つにするという大まかな話なんですけど、合併して大きくなったというのは山口市もそうであり、山口市の案件も同じような傾向になっているのですか。

○事務局（山中班長） 合併後、山口広域都市圏には防府市と山口市が存在するのですが、これについては、案として防府都市計画区域と山口都市計画区域という形で分けようとしております。山口都市計画区域の中には、山口、小郡、秋穂、阿知須が地域として入っております。それぞれ防府は線引き都市計画区域、山口は非線引き都市計画区域でありまして、山口都市計画区域は岩国市でいうところの由宇、玖珂、周東と同じ扱いになっています。

○間野会長 今の話ですが、合併して防府も山口市域になったんですか。

○事務局（山中班長） 違います。都市計画として山口広域都市圏に含まれます。

○新階審議官 線引きの話をしたので分かりにくかったのですが、山口都市計画区域は非線引きです。元々は山口、小郡、秋穂、阿知須の非線引きの都市計画区域が 4 つあり、これを今

回非線引きとして1つの都市計画区域にしています。

○間野会長 全部非線引きだから1つにできるということですね。

○新階審議官 はい。それで、防府市はそのまま線引きの都市計画区域が1つということで、岩国市と同じ構図でやっています。

○間野会長 防府市は元々単独の都市計画区域だったのでは。

○新階審議官 単独で線引きの都市計画区域のままです。

○間野会長 それだと、岩国市と違うじゃないですか。岩国市は合併にともなって線引きと非線引きの都市計画区域が存在することになったからややこしくなったわけです。だから、それと同じような事例がないかということです。

○新階審議官 1つの市の中で、線引きと非線引きの区域が存在するのは下関市です。下関市の都市計画区域は、線引きの下関都市計画区域が引き続き下関都市計画区域、それから非線引きの豊浦と菊川が下関北都市計画区域になっています。

○間野会長 それは岩国市と全く同じような構図になっているわけですね。

○嶋田委員 今までの話を聞いていて思ったのですが、結局、非線引きのいくつかの区域が一体になるということで、下関市の場合と似たような形だということですね。それで、2つのエリアに分けて考えるということで資料2ページの最終形となるんでしょうが、考え方としては、ピンクの大きな枠組みの中で都市計画区域としてまとまりを持たせたいということだと思います。

そのようなイメージで3ページの真ん中の上にある変更理由があると思いますが、ここはちょっと違うと思います。「地形などの自然条件や通勤通学、物流などの社会・経済条件、行政施設、都市設備等の配置において一体性を備えているものと考えられる」という理由が、由宇と玖珂・周東の間にしっくりこないから色々と議論になっているのではないかと思います。

この理由は、下関市の場合と少し違うのではないかと思います。それであれば、どういう理由が考えられるかと思ったところ、やはり市街地の形成の状況についてではないかと思います。農業や漁業といった第一次産業を中心とするまちの歴史を踏まえた形としてです。岩国の場合は、工業や商業といった歴史的にも産業が違うと思われるので、第一次産業に依存するまちの歴史を考えて、そういった意味で今の現状があるわけでしょうから、そこをうまく理念の中で説明をして、この2つのエリアに分けていくほうが現実的だろうと思います。

それで、今の由宇・玖珂・周東、あるいは玖珂・周東と岩国エリアですが、こうしたところの一体的な整備を引き続き努力して、そのピンクのゾーンを1つの都市計画エリアとしてまとまりあるものにしていくといった考え方が良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

○間野会長 はい。嶋田委員から資料3ページの変更の理由のところに対する修正意見が出さ

れたわけですが、いかがでしょうか。

○事務局（高崎課長） はい。3ページの変更の理由についてですが、これにつきましては、県から意見照会を受けておりまして、そちらにございます変更の理由を転記させていただいたものです。嶋田委員がおっしゃられるように、やはり一体的な都市計画への考え方というのは、前段の区域再編における基本的な考え方である「1つを基本とする」というところから、基本的には大切なことかと思っておりますけれども、この変更理由ではなかなか細かいところまで説明ができないということで、これまで県において検討されてこられた状況について、資料の1ページ目、2ページ目でご説明をさせていただいたわけです。

今後の都市計画、まちづくりにつきましても、先だってご協議いただきました都市計画マスタープランに基づきまして、進めていきたいと考えております。

○間野会長 まず、このような形で変更するということについてどうなのかということがありますが、区域を2つにするということを認めるにしても、変更の理由が少し違うのではないかとと思われるため、都市計画審議会として変更の理由に対する意見をまとめ、県に出して欲しいという話だと思います。そのことについてはどうなんですか。そういう意見の出し方ができるのかということを確認したいのですが。

○新階審議官 はい。この議論は、由宇、玖珂、周東が一体ではない、1つではないというお話だと思うのですが、この審議会のご意見として、この3ページの変更の理由の4行目のところについて、例えば、「何々等の配置等において独自性ととも強い関連性を備えているもの」としてはどうかと思います。要するに、歴史的経緯としてはそれぞれが独自性を持っており、それぞれ特徴があるけれども、かといって今回は都市計画区域を1つにするという意味でそれぞれがバラバラという言い方はしにくいので、「強い関連性を持つものと考えられる」といった表現ではどうかと思います。

それで、後半については、合併した以上旧岩国市も含めて本来は関連性を持っていたり、都市整備をしたいという思いからの表現ですので、線引き非線引きの両方が存在することとなりますが、一体の都市として整備、保全を図りたいというような修正意見とすることはいかがでしょう。

○間野会長 はい、大西委員。

○大西委員 要するに、2ページの「区域区分の適応の検討」というところの、「調整区域になるため、土地利用規制が大きく変化することとなり」という理由が、変更の理由のところに入らないと納得がいかないということです。「だからそうした」ということをはっきりしたほうが良いというのが私の意見です。

○嶋田委員 それを直接的に表現するのは、なかなか難しいことだと思います。それを間接的に表現する手段として、由宇・玖珂・周東地域は第一産業を中心としてまちが形成された経緯や歴史があって、都市の成熟という言い方はおかしいかもしれませんが、そのような状況

が似たエリアであるということが言えると思います。

一方、環境的には中山間地域と違って、ある程度の人口があり、それぞれの町として行政区分もあったわけですから、その辺りを捉えた上で間接的に表現できたらと思います。地形や自然条件云々ということで、全て並べて一体性を備えていると書いてあることが間違いであって、この中の自然条件とか、先ほど言いましたまちの発展の経緯などは共通性があるわけですが、そういったことを捉えた上で、インフラの面だとか社会・経済的に都市施設等を一体的に整備する必要があるというような感じにして、「だから1つにまとめてやります」といった理由が良いのではないかと思います。

○間野会長 先ほどの大西委員の意見について、事務局から答えていただきたいのですが。というのは、確かに1ページのところに区域再編に関する基本的な考え方というのを出しているわけです。それで、「この考え方に基づいた結果、2つになりました」といった理由にできないのかということについて、どうなのでしょう。もしそれができるのならば、それが非常に分かりやすく、皆さんの意に沿うものかと思いますが。

○事務局（山中班長） この基本的な考え方についてですが、県において平成20年8月に山口県の都市計画の基本方針というのを立てておられます。その基本方針の中で、パブリックコメント等を踏まえ、この基本的な考え方をオーソライズされています。その基本的な考え方に基づき、専門部会や推進協議会等を踏まえながら、今の案が作られているという経緯がございます。

○新階審議官 この都市計画の変更理由というのは、ある意味でこの具体的な検討経緯とは違った概念で書かなければいけないと思うのですが、この1ページ目の基本的な方針は、あくまで必要的な検討、例えば先ほどの大部分が調整区域になってしまうとかといった実体論の方針になります。都市計画の変更の理由としては、あくまで都市の素顔と言いますか、そういうものを見てどうかという表現をするものであり、あまり都市計画税だとか、調整区域が増えてしまうとか、逆行してしまうとかといったことは書かないことになってます。表現の文化というものもあり、そういう意味で1ページ目とか2ページ目のニュアンスを汲み取った客観的な文章になれば良いと思います。

ただ、一体性という一言で切ってしまうのはどうかというところもあると思いますので、例えば、「歴史的な経緯やそれぞれ発展してきた経緯に違いもある」といった表現を盛り込みながら、「一方で強い関連性があるので、ここは1つの都市計画区域にする」といった言い方であれば、実務的なところが表立って出ない格調ある文章になるかと思います。

○味村委員 何が言いたいかというと、県が色々と決めてきて、我々の意見を聴くところの中で、先ほど大西委員も言われたように、山口市のように非線引きだけでやれば一体化できるけれども、線引きと非線引きを並存しなければならないことになっている。そのまま線引きをする場合の試算をされているが、いつの時点の人口密度を出しているのか分からない。分

母、分子がどういう形で出されているのか分からないし、現状の用途地域の広さと人口がどのようになっているのかも分からない。人口密度が 60 人ということの分母、分子が分からない。「旧由宇町の面積÷人口」とあり、どういう単位でその 60 人という規定を出すのか分からないけれども、言いたいのは、大西委員も先ほど言われたように、県下を見ると、無理があるところは非線引きにしているわけです。

それで、下関市といえども、ほんの一部を線引きして、多くの場合非線引きにしているわけです。合併した岩国市も一緒に、過去のものとは全く変わらない状況なわけです。結局、将来もこのまま変えないでいくという計画案ですよ。それ以外のマスタープランとかといった色々なものでやるということ言えば、用途地域だけで十分できるのではなかろうかと思うんですよ。そこら辺を説明しないと、素人には分からんよ。

○間野会長 はい、山本委員。

○山本委員 今、非常に貴重な意見も出され、色々議論されておりますけれども、先ほど変更の理由について委員さんから意見が出まして、新階審議官がその修正案をおっしゃりましたが、その文面が問題ないということであれば、それを議論していただければ終わりだと思います。

○間野会長 まず、岩国と岩国南という 2 つの都市計画区域に再編するというのが良いだろうということについては、あまり反対意見がないのではないかと思います。

問題は、形式的な話になるわけですが、議論の中で事務局サイドの見解も含めて言いますと、露骨に線引きと非線引きで分けるということを変更理由にするのは、県としてはあまり好ましくないと思っているだろうということです。でも、逆にこの変更理由を読むと、どう考えても実態と違うように感じる。そこで、実態に合うような変更の理由にするために、少し文言を変えればどうかと思います。文言を変えるにあたって、事務局と嶋田委員から案が出ておりますが、そのような内容に変更理由を少し変えるということをもって、これを認めるということによろしいでしょうか。

そうしましたら、文言の話になるのですが。

○味村委員 会長、私がさっき言ったのとは違います。

○間野会長 どう違うのでしょうか。

○味村委員 全体を非線引きにしても問題ないのではないかと私は思います。可能性として、そういった選択はないのかと思うのですが。

○間野会長 つまり、岩国都市計画区域の線引きを廃止すれば、全て線引きなしとなって 1 つにできるのではないかとのことですね。これは事務局に回答していただきましょう。

○味村委員 山口市も非線引きとしているわけです。

○新階審議官 山口市は元々線引きではなく、非線引きが非線引きになっています。

○間野会長 要するに、変更したわけではないわけですね。

○新階審議官 はい。元々が非線引きですし、県もそれは認められないと思います。ですから、非線引きは非線引き、線引きは線引きということだと思います。

それと、先ほどどれくらいの人口密度を測っているかという質問がありましたが、例えば、由宇にはいくつかの用途地域があり、その用途地域ごとに人口密度を測っています。その結果、60人以上となるのは由宇の用途地域の一部分しかないので、線引きをしてしまうと、極めてピンポイントの市街化区域しかなくなり、それではかえって今後の整備を考える上で不都合になってしまいますので、そういう道を選ばれたということです。

○味村委員 県が勝手に線引きと非線引きを進めてきた中で、山口市の場合、合併して非線引きで統一しているわけですよ。岩国市に関しては、なぜ始めから線引きと非線引きで進めてきたのかということを言っているんです。

○間野会長 ちょっと違うような気がしますが。線引きというのは、都市計画区域の決定とは違います。都市計画区域の決定とは別に線引きする、しないというのがあるわけで、今回の都市計画区域の変更では、事務局の話を総括すると、線引きについて変更した都市計画区域の再編はないということです。つまり、非線引きのところは非線引きでまとめて1つにすることがあっても、非線引きと線引きのところを一緒にした都市計画区域はないということです。

ですから、線引きの問題は別の案件ということです。今回のプログラムの中には入っていないということです。ただ、都市計画区域の再編をするにあたって、線引きと非線引きを一緒にすることとなると、非常にややこしくなるので、とりあえず分けておくということです。

そのことを確認しておかないといけないところです。要するに、本来は合併した市町村については1つの都市計画区域にすべきであるというのが都市計画の基本的な考え方であり、これでいくと本来は1つの都市計画区域にしなければいけないけれども、とりあえず暫定的に進めていかなければ仕方がないということだと思います。よろしいでしょうか。

○新階審議官 暫定的という解釈については、基本的に県としては1つにしたいというお話だと思うのですが、これはあくまで山口県の考え方であり、私は必ずしも1つにしなければいけないということではないと理解しています。県の方針に、「当面は2つにする」とありますが、将来的にも2つの都市計画区域があっても良いのではないかと考えております。県の「将来は1つにする」という方針により、今回の都市計画区域の再編では線引きと非線引きを並存することとなっています。結果として、そういう並存する形でもかまわないと思いますので、そのような対応としています。

○間野会長 味村委員、よろしいでしょうか。

○味村委員 よろしくない。例えば、下関市では線引きしているところを一部非線引きに変えている。この前いただいた資料ではそうなっている。そのようなルールならそれで良いが、ルールにないことをやっていることがあるから聞いている。

○新階審議官 確認しますと、下関市の場合は、調整区域の一部が非線引きに入ることになっています。都市計画区域の境界線を変更して、下関都市計画区域の北のほうにある調整区域の一部を非線引きの都市計画区域に区域替えしているところがあります。

○間野会長 それは、実態としてあまり変わらないということで、つじつまを合わせるために行っているということですね。つまり、大々的に線引きするかしないかといった先ほどの話とは違うということですね。

○新階審議官 線引きのところにある市街化区域を非線引きにしてしまうのは、大きく規制を緩めることとなりますので、そういったことは県としては行わないと思います。主に線引きの意味するところは市街化区域です。市街化区域を設定するかしないかということです。ですから、調整区域の一部を非線引きとするのであれば、あまり大きな影響はないので、そこは区域替えを行うということです。

○間野会長 はい。もう時間がきていますので、先ほどの話に戻ります。変更の理由に対し、「我々としてはこういった理由にして欲しい」という意見を出すということで大体の意見は一致していると思います。この場ですぐに修正の文面を考えるということは難しいと思うのですが、先ほど新階審議官のおっしゃった案をどのようにしましょうか。

○新階審議官 文脈を考えると、3行目を変更する必要があると思います。「3つの都市計画区域は、市町村合併により同一の行政区域内になっているが、地形などの自然条件や通勤通学、物流などの社会・経済条件、行政施設、都市施設等の配置等において、それぞれ独自性をもっている。一方で強い関連性も備えているものと考えられる」といった案です。

○間野会長 嶋田委員はどうでしょうか。

○嶋田委員 私が考えるのは、自然環境のことです。環境、あるいは産業の形成の歴史。一次産業を中心とする現在のまちの成り立ちには共通性があったと思います。すぐに文章にはできないですけども、そういった共通性を考えた一体的な扱いが必要であろうと思います。今、新階審議官が言われたように、行政施設だとか都市施設、通勤通学、物流などでは独自性もあると思いますし、この両方で捉えていただければと思います。

○間野会長 ありがとうございます。私はどちらも該当すると思いますので、独自性のところは新階審議官の案として、一方で関連性をもっているというところを、嶋田委員がおっしゃいました市街地の形成過程としての都市形成の共通性としてはどうかと思います。「そういったことにより、今回は1つの都市計画区域にする」といった感じにするのが、概ね意見としてまとまるのではないかと思います。

最初の独自性というところについて、今ここに書かれている項目を全部入れて良いかというのは問題があるので、少し調整をする必要があると思いますが、その辺りについては時間が時間なので、できれば私のほうに預からさせていただきたいと思います。要は、新階審議官の意見と嶋田委員の意見を両方兼ね備えたような文章が良いかと思っているので、その辺

りだけ確認していただき、後はお任せしていただくということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○間野会長 それでは、この件に関しましては、今まとめましたように、この変更の理由について修正を加えることとしたいと思います。それぞれの地域の独自性を尊重することと、岩国都市計画区域と対比した場合、都市形成の歴史的な共通点をもっているのです、1つにまとめるといったことをベースにした案にしたいと思います。

それでは、この件を終了します。次は、今後の都市計画審議会の審議事項ということで、説明だけを受けるということで、あと10分くらい延長になりますがよろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうから日程第4の説明をお願いします。

○事務局(高崎課長) それでは、その他ということで、「今後の都市計画の決定等にかかる都市計画審議会の審議事項について」をご説明させていただきます。パワーポイントをご用意させていただきましたので、こちらをご覧ください。

まず、先ほどご審議いただきました岩国広域における区域再編にともない、区域の名称が変わるため、現在決定されている都市計画施設等の名称の変更を行うこととなります。例えば、現在玖珂都市計画区域に決定しております玖珂都市計画公園につきましては、今の案でいきますと、岩国南都市計画公園となり、また、由宇都市計画下水道事業は岩国南都市計画下水道事業と変更することとなります。なお、これらの名称の変更につきましては、都市計画施設等の決定権者が行いますので、先ほどの玖珂都市計画公園は県により、由宇都市計画下水道事業は市により都市計画変更の手続を行うこととなります。

次に、新たに都市計画区域が指定されることとなりますので、都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域ごとの整備、開発及び保全の方針を定めることとなります。いわゆる区域マスタープランと言われるもので、当該都市計画区域における都市計画の目標や、区域区分に関する方針、土地利用・都市施設の整備等に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めるものです。この区域マスタープランは都道府県が定めるものでありますので、現在県において、区域の再編にあわせて策定の作業を進めておられるところと聞いております。

次に、岩国都市計画区域における区域区分の変更が予定されています。昭和46年の線引き以降、これまで4回の定期見直しにより部分的な線引きの変更が行われていますが、平成19年に行った都市計画基礎調査に基づき、このたび県において第5回目の見直しの検討をしているところであります。主な内容としましては、公有水面埋立事業が完了した区域の市街化区域への編入や、既に建築物が立地し都市的土地利用が図られている区域の市街化区域への編入、もしくは計画的な市街化の見込みがない区域の市街化調整区域への編入等が検討されることとなりますが、その具体的な方針につきましては、先ほどの区域マスタープランにおいて示されることとなります。

次に、現在拠点整備推進課で事業検討をしております岩国駅前周辺の整備にかかる都市計

画の決定、変更を予定しております。具体的には、岩国駅舎の建替えにともない、現在の構想である駅の東地区と西地区を繋ぐ自由連絡通路に関し、都市計画道路としての位置づけを行う予定です。また、東西駅前広場の改修にともなう岩国停車場中央通り線、及び昭和町藤生線の都市計画道路の変更を行う予定です。決定時期につきましては、今後、拠点整備推進課との調整を進めながらということになりますので、今のところ未定であります。

次に、川下地区についてです。川下地区につきましては、昭和 44 年に川下地区土地地区画整理事業の決定をしたところですが、長期間事業未着手のまま現在に至っており、その結果、計画区域内における建築制限や基盤整備の遅れ等により川下のまちづくりに支障をきたしているところがあります。このような状況の中、川下地区まちづくり協議会等の地区住民との協働のもと、魅力ある住みよいまちづくりを目指し、土地地区画整理事業の廃止や新たな地区計画の導入等により、漸進型・改善型の都市基盤整備を進めていくことを検討しているところです。これにつきましても、現在拠点整備推進課を中心として具体的な計画の策定を行っているところですが、今後、新たなまちづくり計画の決定にともない、都市計画の手続を行っていくこととなる予定です。

この他、都市計画区域再編及び区域区分の変更にともなう用途地域の決定、変更や、公有水面の埋立にともなう臨港地区の決定など、数多くの都市計画決定が見込まれております。その都度、都市計画審議会を開催することとなりますので、委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上、「今後の都市計画審議会における審議事項の予定について」のご説明とさせていただきます。

○間野会長 ありがとうございました。今後、どのようなことが審議会にかけられるかということを入頭に入れておいていただければと思います。

それでは、以上で本日の議事日程を終了いたしますが、委員の皆様方から何かありますでしょうか。

○味村委員 今回は 12 時までといった制約の中でやりましたけれども、十分に審議できるような審議会にしていきたいと思います。時間がないから止めるというようなやり方は、あまり市民から見て適当ではないと思いますので、是非とも十分な審議ができる時間を取っていただきたいと思います。

○間野会長 はい。その辺りは皆様のご都合もあると思いますので、今後はなるべく時間内に終わるようにはしたいと思いますが、どうしても審議を継続しなければいけないケースはあります。そのときは、継続審議といった形も考えなければいけないと思います。

事務局、何かありますか。

○事務局（重村総括） 本日は、諮問第 4 号に対する長時間にわたるご審議、大変ありがとうございました。

先ほども申し上げましたとおり、今後いくつかの都市計画の決定等が行われる予定です。
その際には、当審議会の開催をお願いすることとなりますので、よろしくお願いいたします。
事務局からは以上です。

○間野会長 それでは、以上をもちまして第10回岩国市都市計画審議会を閉会いたします。

皆様、熱心なご審議をいただき、ありがとうございました。

[午前12時15分閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第13条の規定により署名する。

平成23年7月 日

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____